

「国際連携総合化学プログラム」実施要項

令和7年3月7日

総合化学院代議員会議 決定

令和7年3月7日

工学研究院フロンティア化学教育研究センター長 裁定

1. 趣旨

「国際連携総合化学プログラム」(以下「本プログラム」という)は、総合化学院(以下「本学院」という)と工学研究院フロンティア化学教育研究センター(以下「FCC」という)、理学研究院が連携し、真に国際的な若手研究者の育成を強力に推進することを目的に、海外の大学院等研究機関との連携のもとに、外国の大学院等で研鑽する学生の受入(以下「ショートステイプログラム」という)、本学院の学生を海外の大学院等研究機関へ派遣すること(以下「ショートビジットプログラム」という)を実施するものである。

2. 定義

この要項において「ショートステイプログラム」とは、本学院を担当する教員が、大学院に相当する諸外国の高等教育機関等(以下「受入元」という)との連携により実施する原則として1か月から2か月の学生受入プログラムをいい、「ショートビジットプログラム」とは、本学院の学生が、大学院に相当する諸外国の高等教育機関等(以下「派遣先」という)との連携により実施する原則として1か月から2か月の学生派遣プログラムをいう。

3. 本プログラムの対象とする受入・派遣計画

ショートステイプログラムの計画にあたり、本学院を担当する教員が受入元との連携のうえ、実施する教育プログラム上の教育・指導体制が確立されていなければならない。

なお、受入学生は、受入元において正規の学生の身分を有する者であり、受入学生には特別研究学生の身分を与える。本学あるいは本学院が交流協定を締結している受入元の学生は、授業料を不徴収とする。

ショートビジットプログラムの計画にあたり、派遣を希望する本学院の学生が自ら派遣先と調整し、本学院との連携のもので実施する教育プログラムとして、指導教員が認める教育・指導体制が確立されていなければならない。

なお、博士後期課程1年次在籍時に本プログラムに採択された場合には、「国際先端物質科学大学院学位取得英語プログラム(AGSプログラム)」日本人学生となり、「総合化学院『夏の学校』」をはじめとした、総合化学院国際連携行事への参加が課される他、博士後期課程2年次在籍時には、総合化学院より研究費が支援される。

「ショートビジットプログラム」については、本プログラムでの経験をその後の総合化学院での研究活動に活かすことが期待されるため、修士課程1年次学生および博士後期課程への進学が確定している2年次学生・博士後期課程1年次および2年次学生の採択を優先する。

4. 実施予定人数

(予定人数は、プログラムの実施状況等により変更となる場合がある。)

ショートステイ: SS(受入): 12 名程度

ショートビジット: SV(派遣): 12 名程度

5. 支援内容

(1) ショートステイプログラム

① 交通費

航空券代(含諸税・燃油付加運賃・発券手数料)および日本国の出国地・帰国地と本学との間の往復鉄道賃(本学旅費規程に基づく額)。ただし、予算状況、条件や成績等により、一部もしくは全額を受入研究室負担や不支給とする場合がある。

② 滞在費

一律: 月額 8 万円

(研修期間が 32 日以上 62 日以内の場合: 2 か月支給)

※ 参考: 研修期間が 31 日以内の場合: 1 か月支給

ただし、予算状況、条件や成績等により、一部もしくは全額を受入研究室負担や不支給とする場合がある。

(2) ショートビジットプログラム

① 交通費

航空券代(含諸税・燃油付加運賃・発券手数料)および日本国の出国地・帰国地と本学との間の往復鉄道賃(本学旅費規程に基づく額)。ただし、予算状況、条件や成績等により、一部もしくは全額を所属研究室負担や不支給とする場合がある。

② 滞在費

原則、以下の金額を支給(詳細は別表参照)。ただし、予算状況、条件や成績等により、一部もしくは全額を所属研究室負担や不支給とする場合がある。

・指定都市: 月額 12 万円

・甲地方: 月額 11 万円

・乙地方: 月額 9 万円

・丙地方: 月額 8 万円

(研修期間が 32 日以上 62 日以上の場合: 2 か月支給)

※ 参考: 研修期間が 31 日以内の場合: 1 か月支給

6. 選考方法

申請があったプログラムは、AGS 委員会において書類選考の後、学生の受入・派遣について本学院運営会議の審議を経て実施を決定する。

選考にあたっては、

- (1) 教育プログラムの内容・妥当性
 - (2) 派遣先機関・研究室において安全・衛生面が十分に担保されているか
 - (3) 派遣期間中における連絡・通信手段が確保されているか
 - (4) 学業成績が優秀であるか
- 等を考慮するものとする。

7. 事後報告と成果の検証

ショートビジットプログラムに採択された修士課程学生は「総合化学研究先端講義」、博士後期課程学生は「総合化学研究インターンシップ」の履修および単位取得(1 単位)を必須とする。研修終了後に「学習成果に関するレポート」の提出を課し、プログラム報告会において英語による学習成果の発表を行う。レポート提出と報告会での発表により単位を認定する。

8. 公募

本プログラムの対象希望者(受入教員、派遣希望学生)は、所定の申請書に必要事項を記入し、別に定める日時までに AGS 事務局に提出する。

別表

派遣先地域による滞在費月額

地 区	滞在費月額(円)	地域名・都市名
指定都市	120,000 円	シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン D.C.、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド、アビジャン
甲地方	110,000 円	北米、欧州、中近東(アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、北マケドニア、キルギス、クロアチア、コソボ、ジョージア、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシアを除く) (主な都市)ボストン、シアトル、アンカレッジ、ホノルル、シカゴ、ニューオーリンズ、バンクーバー、トロント、モントリオール、アムステルダム、コペンハーゲン、フランクフルト、マドリッド、チューリッヒ、ブリュッセル、ローマ、ハンブルグ、ウィーン、エルサレム
乙地方	90,000 円	指定都市、甲地方、丙地方以外の地域 (主な都市)ソウル、ジャカルタ、マニラ、バンコク、ヤンゴン、クアラルンプール、プラハ、ブダペスト、ソフィア、タシケント、サンクトペテルブルク、シドニー、メルボルン、ウェリントン
丙地方	80,000 円	アジア(インドシナ半島(シンガポール、タイ、ミャンマー、マレーシアを含む)、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ、香港を除く)、中南米、アフリカ (主な都市)北京、上海、台北、メキシコシティ、リマ、サンパウロ、リオデジャネイロ、ブエノスアイレス、カイロ、ナイロビ、ケープタウン

※地区の区分は「国家公務員等の旅費に関する法律」(昭和 25 年法律第 114 号)及び「国家公務員等の旅費支給規程」(昭和 25 年大蔵省令第 45 号)による。